第

2573

뭉

 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\vec{y}_{7} \times 297}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 7月 2日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 年の中途で死亡した場合

♀ : 先日、個人商店を営んでいた夫が死亡したのですが、所得税や消費税の申告、届出はどのようにすればよいのでしょうか?

A:次のような取扱いとなっています。 【解説】

確定申告書を提出すべき者が死亡した場合には、死亡した者の相続人が、相続の開始を知った日の翌日から4ヵ月以内に確定申告書(準確定申告書)を提出しなければなりません。これらの申告書を提出する場合には、原則として、相続人全員の連署による次の書類を、各申告書に添付して提出することとされています。

- ① 所得税の確定申告付表 (兼相続人の代表者 指定届出書)
- ② 死亡した事業者の消費税及び地方消費税 の確定申告明細書

なお、還付申告書を提出できる者が死亡した場合については、特に提出期限が定められていませんので、還付請求権の時効(請求ができる日から5年間)成立前であれば、いつでも提出することができます。

また、届出書については、それぞれ次の期限までに提出することとされています。

- ①所得税関係については、「個人事業者の開 廃業等届出書」を開廃業の日(相続開始の 日)から1ヵ月以内に提出。
- ②消費税関係については、「個人事業者の死亡届出書」を速やかに提出。







